

## 米国個人所得税確定申告シリーズ- (6)

### 出張者に関する課税条件

シリーズ 6 回目は、長期出張者の税法上の取り扱いについてです。

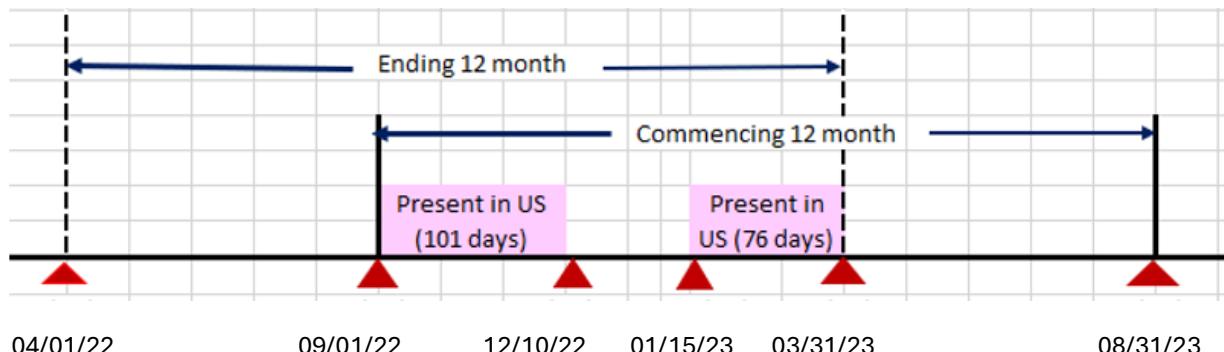
多くの企業で、日本から出張される社員の数もコロナ前の水準に戻りつつあるものと思います。日本からたびたび米国に出張される社員の中には、予期せず滞在が長期にわたり米国で納税が必要になる場合があります。ここではどのような条件下で納税が必要になるかを見ていきます。

出張者が米国内で役務提供を行った場合、その報酬として得る給与所得は、支払われる場所が米国内外を問わず米国源泉所得とみなされ、課税となります。ただし、日本の居住者が下記の日米租税条約の条件を満たす場合は短期滞在者の規定が適用され、米国で免税措置を適用することが可能となります。

- ① 当該課税年度において開始、または終了するいずれの 12 か月においても、米国滞在期間が合計 183 日以内である。
- ② 報酬が米国の居住者でない雇用主から支給される。
- ③ 報酬が米国に有する恒久的施設によって負担されるものではない。

では、2つのケースを例にとって出張者の課税について見てみましょう。

#### <Case1>



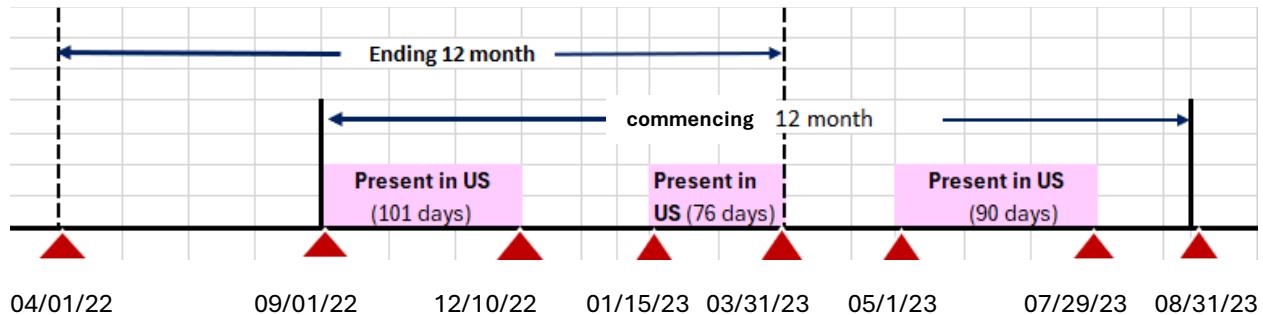
出張日数計:177 日

09/01/22-12/10/22 101 days ->2022 年非課税

01/15/23-03/31/23 76 days ->2023 年非課税

どの 12 ヶ月の期間においても 183 日を超ないので、2022 年、2023 年ともに非課税です。

## <Case 2>



出張日数計:267 日(commencing 12 months)

09/01/22-12/10/22 101 days->2022 年申告

01/15/23-03/31/23, 05/01/23-07/29/23 166 days->2023 年申告

Case 2 のように、やむなく米国滞在日数が 183 日超えてしまうと、米国において源泉徴収義務が発生します。また、2022 年、2023 年両年において課税となるために、個人所得税確定申告書を提出し、納税を行う必要があります。

申告に際しては ID 番号が必要になることから、Social Security Number に代わる納税者番号 (Individual Taxpayer Identification Number) の取得も必要となります。

雇用税コンプライアンス遵守の観点からも、出張者の米国滞在日数を正確に把握・管理することは重要です。